水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金

申請のてびき

令和７年５月

水俣市

１　事業の目的

南九州西回り自動車道延伸により増加する地域内の通行車両を市街地に誘引するための緊急対策として、市が指定する市内中心部等の範囲において、空き地や空き店舗等を活用した新たな事業を推進することで、滞留人口の増加を図り、賑わい創出に資するため、予算の範囲内において水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金を交付します。

２　補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、指定範囲において空き地空き店舗等（指定範囲に存する、現に使用されていない土地、建物又は建物の一部）を取得又は賃借し、新たに事業を開始する方で、以下の（１）～（５）すべての要件を満たす必要があります。

（１）補助事業完了時までに、個人にあっては、水俣市に住所を有していること。法人にあっては、水俣市に事務所又は事業所※１を有していること
（２）水俣商工会議所から補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の事業計画策定に係る支援を受けること。
（３）産業競争力強化法第２条第３０項第１号又は同項第２号に規定する創業を行う者ではないこと。※２
（４）新たに補助対象事業を実施することにより、申請者が市内で現に店舗としている建物等が空き物件とならないこと。
（５）水俣市暴力団排除条例（平成２３年条例第２３号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではないこと。

※１　法人の「事務所又は事業所」とは、「事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所」とされています。補助事業により、新たに法人の「事務所又は事業所」が水俣市に設置される場合も補助対象になります。
※２　創業者の方は、水俣市創業支援事業補助金をご活用ください！

【指定範囲とは】
① 南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジから袋インターチェンジ（仮称）に至る国道３号周辺
② 湯の児温泉、湯の鶴温泉、エコパーク水俣など本市の観光資源の周辺
③ 水俣市都市計画区域における用途地域の範囲
④ ①～③の区域以外に開設する合理的な理由があり、本市の賑わい創出及び地域経済の発展に資すると認められる場所。

３　補助対象事業について

1. 補助対象事業

日本標準産業分類のうち、主たる事業が以下の産業のいずれかに該当する事業が対象です。

区分	日本標準産業分類上の分類
小売業	大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち 中分類５６（各種商品小売業） 中分類５７（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類５８（飲食料品小売業） 中分類５９（機械器具小売業） 中分類６０（その他の小売業）
宿泊・飲食業	大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）
サービス業	大分類Ｇ（情報通信業） 大分類Ｌ（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類Ｎ（生活関連サービス業、娯楽業） 大分類Ｏ（教育、学習支援事業）のうち 中分類８２（その他教育、学習支援事業） 大分類Ｐ（医療、福祉）

２ 補助対象外事業

以下（1）～（4）のいずれかに該当する事業に係るものは、補助対象事業となりませんのでご注意ください。

（1） 仮設、臨時及びその他の設置が恒常的でない店舗等で行う事業

（2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第４項または第６項から第１０項に該当する営業を行う事業

（3） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第４号及び第５号に該当する営業のうち、ぱちんこ屋、スロットマシン場など射幸心を過度にそそるおそれのある事業

（4） 法令等に違反する事業

４　補助対象経費について

１ 補助対象経費

次の設備投資経費及び事業所借入経費が補助対象となります。（補助対象経費はすべて税抜きの金額となります。）

区分	補助対象経費	補助対象経費
設備投資経費	店舗新築費	補助対象事業を実施するために必要な事業の用に供する建物を新たに建築するための工事費（設計費を含む）
	空き店舗等取得費	補助対象事業を実施するために必要な事業の用に供する建物を購入するための費用
	店舗改装工事費	空き店舗等の改装工事に要する経費（設計費を含み、当該空き店舗等において行う事業に必要な範囲内のものに限る） ※住宅も併用している店舗は、店舗占有部分のみが対象となります。
	設備費	（１）改装工事において同時に設備を更新する場合における当該設備の更新費用 （２）事業を開始するのに必要となる既存設備の処分に係る費用 （３）事業に必要な機械装置・工具・器具・備品の調達費用で国税庁の定める耐用年数が３年以上のもの
事業所借入経費	事業所借入費	事業所の借入れに要する経費（店舗利用者用の駐車場借入費を含み、事業所専用部分に係るもののみ）

【注意点】

○　事業計画の認定を受けた日より前の契約に係る経費は、補助対象とはなりませんのでご注意ください。ただし、事業所借入費補助金については、認定日より前の契約であっても、事業（営業）開始日の属する月分以降の分が家賃補助の対象となります。

○　設備費は、補助対象となる事業を実施するために、新たに必要となる設備で、店舗内で常時使用するものに限ります。既存店舗で使用するものや、店舗外で使用する設備は原則対象になりません。

○　クレジット払いは、申請する事業者の名義であり、金融機関等からの引き落としが補助事業期間内に完了している必要があります。（クレジット明細・引き落としが確認できる通帳の写しの提出が必要です。）

○　クーポンやポイント等による支払は認められません。

○　同一の補助の対象となる経費について本市が交付するほかの補助金の交付を受けている場合は、補助対象になりません。

○　国、県その他の機関から同一の補助対象経費について補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の合計額から当該補助金等の額を差し引いたものを補助対象経費とします。

○　次に掲げる経費は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

【補助対象外経費】

区分	補助対象経費	補助対象外経費内容
設備投資経費	店舗新築費	（1）　住居兼事業所の建築のための経費 （2）　外構工事費 （3）　登記費用 （4）　登録免許税、不動産取得税、固定資産税などの税金
	空き店舗等取得費	（1）土地の取得のための経費 （2）住居兼事業所の取得のための経費 （3）既存建物を解体するための経費 （4）外構工事費 （5）仲介手数料 （6）登記費用 （7）登録免許税、不動産取得税、固定資産税などの税金 （8）本人又は三親等以内の親族が所有する不動産に係る購入費
	店舗改装工事費	（1）　事業所専有部分以外の工事費 （2）　外構工事費
	設備費	（1）　消耗品 （2）　車両 （3）　中古品 （4）　はん用性が高く使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用 （5）　ソフトウェアの購入費及びライセンス費用 （6）　オークションやフリーマーケットなど個人間の取引による購入によるもの
事業所借入経費	事業所借入費	（1）　賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等 （2）　店舗来客者以外の駐車場借上費 （3）　火災保険料及び地震保険料 （4）　本人又は三親等以内の親族が所有する不動産に係る事業所借入費 （5）　事業所専用部分以外の借入費

５　補助率・補助限度額等について

１ 設備投資経費補助金の補助額等

次の表のⅠ、Ⅱ及びⅢの合計額となります。補助限度額は、１，０００万円です。

A欄 補助対象経費	B欄 補助率	補助金額 （A×B）
２００万円以下の場合	５０％	Ⅰ
１，０００万円以下の場合は、２００万円を超える部分の経費	３０％	Ⅱ
１，０００万円を超える部分の経費	１０％	Ⅲ

２ 事業所借入経費補助金の補助率等

３６か月（３年間）の家賃が補助対象となりますが、次の表のとおり、経過期間及び店舗専用部分の延床面積に応じ、補助率及び補助限度月額が異なります。

事業（営業）開始日の属する月分の家賃が１か月目となり、１２か月（１年）毎に交付します。（日割計算は行いません）

設備投資補助金額及び３６か月（３年間）の事業所借入費補助金額の合計が１，０００万円までが補助限度額となります。

区分	補助率	延床面積ごとの補助限度月額	
		延床面積	補助限度月額
１か月目から１２か月目まで	５０％	１００㎡未満	50,000 円
		１００㎡以上	60,000 円
		２００㎡以上	70,000 円
		３００㎡以上	80,000 円
		４００㎡以上	90,000 円
		５００㎡以上	100,000 円
１３か月目から２４か月目まで	３０％	１００㎡未満	30,000 円
		１００㎡以上	36,000 円
		２００㎡以上	42,000 円
		３００㎡以上	48,000 円
		４００㎡以上	54,000 円
		５００㎡以上	60,000 円
２５か月目から３６か月目まで	２０％	１００㎡未満	20,000 円
		１００㎡以上	24,000 円
		２００㎡以上	28,000 円
		３００㎡以上	32,000 円
		４００㎡以上	36,000 円
		５００㎡以上	40,000 円

（参考例）設備投資補助対象経費額が 1,500 万円、家賃月額 8 万円の場合

- **200 万円×50%+800 万円×30%+500 万円×10%＝設備投資補助金額 390 万円**
- **1～12 か月目　（8 万円×50%）×12 か月分＝事務所借入費補助金年額 48 万円**
- **13～24 か月目（8 万円×30%）×12 か月分＝事務所借入費補助金年額 28.8 万円**
- **25～36 か月目（8 万円×20%）×12 か月分＝事務所借入費補助金年額 19.2 万円**

６　事業計画の認定申請手続きについて

１ 事業計画認定申請手続き

補助金を申請するにあたっては、まず「水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金事業計画」を市へ提出し、認定を受ける必要があります。

事業計画策定においては、まず、水俣商工会議所にご相談の上、支援実施の確認を受けてください。

２ 事業計画策定及び認定申請に必要な書類

事業計画認定申請には、次の申請書類を水俣市へ提出してください。

（１） 水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金事業計画認定申請書（様式第１号）

（２） 事業計画書（様式第２号）

- 事業計画策定の支援を受けるにあたっては、直近２期分の決算書（個人の場合は確定申告書及び決算書）をご準備下さい。
- 事業計画を策定する際は、本事業の目的をご理解の上、市の賑わいづくりや地域貢献に対する取り組みを盛り込んでいただくようお願いします。

（３） 事業所の位置図

（４）補助対象経費の見積書の写し又はこれに代わるもの

- 内容（品名・型番等）、単価、数量が分かるもの

（５） 工事費用内訳書及び工事設計図（工事を行う場合）

（６） 店舗の延床面積が分かる図面等の写し（事業所借入費補助金を申請する場合）

（７） 事業着手前の空き地空き店舗等の写真（内部及び外観）

（８） 納期が到来した市町村民税の完納を証する書類（滞納のない証明）

※申請時点で水俣市に住所又は事務所がない場合は、住所又は事務所（本店・本社）が存する市町村で取得してください。

※新設の法人等で取得できない場合は、法人の代表者のものを取得してください。

３ 事業計画認定の審査について

事業計画の認定の申請があったときは、市は、必要に応じて現地調査等を行い、事業計画の認定の可否を決定します。事業計画の認定をしたときは、水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金事業計画認定通知書（様式第３号）を通知します。

【注意点】

認定を受けた後は、速やかに補助事業に着手してください。認定を受けた日から１年以内または令和１０年２月末のいずれか早い日までに事業（営業）を開始する必要があります。

４ 事業計画を変更する場合

認定を受けた事業計画の内容に変更が生じたときは、速やかに、次の書類を水俣市に提出してください。

（１）水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金事業計画変更申請書（様式第４号）

（２）変更した補助対象経費の根拠となる書類（補助対象経費に変更があった場合に限る。）

5 事業計画の変更の審査について

事業計画の変更の申請があったときは、市は、必要に応じて調査を行い、事業計画の変更の承認の可否を決定します。事業計画の変更の承認（不承認）をしたときは、水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第５号）を通知します。

7　設備投資経費補助金の交付申請（実績報告）の手続きについて

1 補助金の交付申請(実績報告書)手続き

補助対象事業が完了した場合、事業（営業）開始後６０日以内に補助金の交付申請（実績報告）手続きを行ってください。

2 補助金の交付申請(実績報告)に必要な書類

補助金の交付申請は、次の申請書類を水俣市に提出してください。

（１）水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金交付申請書（様式第６号）

（２）実績報告書（様式第７号）

（３）第３条第１項第１号に該当することを証する書類

- 個人の場合：住民票、マイナンバーカード表面の写し等
- 法人の場合：市へ提出した法人の設立・開設届又は法人市民税申告書の写し（受付印のあるもの）、営業証明等

（４）営業の許認可等を受けていることを証する書類（営業許可又は登録を必要とする業種の場合）

（５）領収書等支払い金額の分かる書類の写し、補助事業の完了が分かる写真、履行が確認できる書類等

① 納品書及び請求書：内容、数量、単価、納品日、請求日の分かるもの

② 現場、現物の写真

③ 領収書等：支払者、支払先、支払額、支払日の分かるもの※

※ その他支払方法別の必要な書類例

- 銀行振込の場合：振込金受取書・ＡＴＭのご利用明細票・ネットバンキングの振込記録（支払者、支払先、払込金額、振込日の記載されたもの）
- クレジット払いの場合：クレジット明細（支払先、金額、利用日付の記載されたもの）及び引き落としが確認できる通帳の写し（口座名義人及び引き落とし日、引き落とし額が分かる部分）を提出してください。
- 電子マネーでの支払いの場合：補助事業者宛ての領収書及び支払履歴画面の写し（支払先、金額、利用日付の記載のあるもの）

（工事を行った場合）

④ 工事請負契約書など：内容、契約日の分かるもの

⑤ 工事費用の内訳が分かる書類

⑥ 工事完了を証する書類：工事完了報告書、引渡書、検査済証など

３ 補助金の交付申請(実績報告)の審査について

事業計画の認定の申請があったときは、当該申請に係る書類及び実地検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金額を確定します。

補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第８号）を通知します。

８　事業所借入経費補助金の交付申請（実績報告）の手続きについて

１ 補助金の交付申請(実績報告書)手続き

事業所借入経費の交付対象期間は、３年間（３６か月間）です。事業（営業）開始日の属する月を１か月目として１２か月が経過する毎に期間経過後６０日以内に交付申請（実績報告）を行ってください。

例）令和７年１０月事業（営業）開始の場合

令和７年１０月分から令和８年９月分までの家賃　→ 申請期限：　令和８年１１月２９日

令和８年１０月分から令和９年９月分までの家賃　→ 申請期限：　令和９年１１月２９日

令和９年１０月分から令和１０年９月分までの家賃 → 申請期限：令和１０年１１月２９日

２ 補助金の交付申請(実績報告)に必要な書類

次に掲げる書類を添えて、水俣市に提出してください。

（１）水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金交付申請書（様式第６号）

（２）実績報告書（様式第７号）

（３）第３条第１項第１号に該当することを証する書類

- 個人の場合：住民票、マイナンバーカード表面の写し等
- 法人の場合：市へ提出した法人の設立・開設届又は法人市民税申告書の写し（受付印のあるもの）、営業証明等

（４）営業の許認可等を受けていることを証する書類（営業許可又は登録を必要とする業種の場合）

（５）賃貸借契約書の写し

（６）領収書等支払い金額の分かる書類の写し

（７）補助事業の完了が分かる写真、履行が確認できる書類等

３ 補助金の交付申請(実績報告)の審査について

事業計画の認定の申請があったときは、当該申請に係る書類検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金額を確定します。

補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第８号）を通知します。

９　補助金の請求手続きについて

水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第８号）を通知を受けた後、水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金交付請求書（様式第９号）を速やかに市に提出し、補助金の請求を行ってください。

請求書の提出後、概ね２～４週間後に指定の口座に振り込みます。

１０　注意事項

○　補助事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことがありますのでご注意ください。

- 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- 交付決定日が属する年度から５年以内に、事業を休止し、又は廃止したとき。
- その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

○　予算の範囲内で決定しますので、予算に達し次第受付終了になります。

○　補助金により取得した資産については、管理台帳を作成し、適切に管理してください。

○　補助事業の関係書類等は、事業終了後５年間保存しておいてください。

１１　状況報告について

補助事業者は、営業を開始した年度の翌年度から３年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、毎年度終了後６０日以内に水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金事業状況報告書（様式第１０号）により市に報告を行ってください。

関係資料の提出や、実地に調査する場合があります。

１２　お問い合わせ・申請書等提出先

お問い合わせや各書類の提出先は以下にお願いします。

水俣商工会議所

〒867-0042

住 所　熊本県水俣市大園町1丁目11番5号

電 話:0966－63－2128　FAX:0966－63－6474

水俣市産業建設部　経済観光戦略課　経済振興室

〒867-8555

住 所　熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

電 話:0966－61－1628　FAX:0966－62－3311

メール:keizai@city.minamata.lg.jp